								決	裁年	三月	日	酒 類	指	導 官	担	当 者				
	応 接 簿 (意 見 聴 取 用)								•	•										
	~)/ =	arr 1		2 41/									1							
相	税理士又は税理士法人の氏												部							
		ェ 仏 スは4		<i>)</i> L								応	門							
手	事務所の										接	氏								
7	新所	195 1		地		<b>.</b> (		`				者	名							
方					電話	話(		)				<u> </u>				<u> </u>		その他		
	酒類製造者名											応	応接方法 来			署	電 話		( )	
	応 接 日 時				年	月	日	:	~	:	意	意見聴取連絡年月日					年	月	日	
意																				
見																				
聴																				
取																				
の																				
内																				
容																				
調	査	~	`	の	移	行	Ø	有	無	有□	無		調金	生通知	初(予	定)日		年	月	日
意見	見聴耳	反結身	果に、	つい	ての‡	お知り	らせの	送付	要否	要□	」否		送	付	年。	月日		年	月	日
摘																				
要																				

整理番号

## 応接簿 (意見聴取用)

## 1 使用目的

「応接簿(意見聴取用)」は、税理士法第35条に基づき来署又は電話等により税理士等に意見聴取等を行った場合に、意見聴取に関して応答した事績及び「意見聴取結果のお知らせ」の送付要否に関して検討した事績などを整理、記録する場合に使用する。

## 2 記載要領

項目	内
意見聴取結果の お知らせの送付 要否	意見聴取により、調査に移行しないとした場合に「意見聴取結果のお知らせ」を送付する必要がある場合には、「要□」にチェックし、送付する必要がない場合には、「否□」にチェックする。
摘  要	意見聴取の結果、税理士等に対して指導した事項を記載する。 意見聴取により、調査に移行しないとした場合には、その顛末、及び 「意見聴取結果のお知らせ」を送付しない場合の理由、その他税理士か ら申入事項があった場合にはその旨を記載するほか、参考事項等を記載 する。

- (注) 1 「意見聴取結果についてのお知らせ」の送付要否について、疑義が生じた場合に は、国税局酒税課に確認する。
  - 2 国税局の場合は、決裁欄の「酒類指導官」を適宜訂正して使用する。